

鹿屋市生活応援給付金給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市生活応援給付金給付事業実施要綱（令和3年鹿屋市告示第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号アからウまでの規定中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。

第4条第2項中「令和4年4月14日」を「令和4年7月14日」に改める。

附則第2項中「令和4年5月31日」を「令和4年8月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。